南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事

実施設計技術協力業務公募型プロポーザル実施要領

令和７年２月

長野市

目　　次

Ⅰ　一般事項 - 1 -
　1　趣旨・目的 - 1 -
　2　用語等の定義 - 1 -
　3　実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定の概要 - 2 -
　4　長寿命化改修事業スケジュール - 3 -
　5　工事請負契約までの流れ - 3 -
　6　本工事の概要 - 4 -
　7　技術協力業務等の概要 - 6 -
　8　選定スケジュール - 7 -
　9　図面等資料の貸与 - 8 -
　10　既存建物の確認等 - 9 -
　11　参加資格要件 - 9 -
Ⅱ　参加申込 - 13 -
　1　参加資格確認 - 13 -
　2　参加資格確認結果通知 - 15 -
　3　参加資格がないと認めたものに対する理由の説明 - 15 -
Ⅲ　技術提案等の提出 - 16 -
　1　提出書類等 - 16 -
　2　技術提案等の作成 - 17 -
　3　作成要領 - 18 -
　4　留意事項 - 19 -
　5　費用負担 - 19 -
　6　その他 - 19 -
Ⅳ　質問及び回答 - 20 -
　1　提出期限 - 20 -
　2　提出方法 - 20 -
　3　質問に対する回答 - 20 -
　4　その他 - 20 -
Ⅴ　プレゼンテーション・ヒアリング - 21 -
　1　実施日時 - 21 -
　2　実施方法 - 21 -
　3　その他 - 21 -
Ⅵ　技術提案の審査 - 22 -
　1　審査方法 - 22 -
　2　評価基準 - 22 -
　3　最優秀者の選定 - 25 -
　4　審査結果の通知及び公表 - 25 -

Ⅶ　基本協定等の締結 ..... - 26 -
　１ 基本協定書について ..... - 26 -
　２ 設計協力協定書について ..... - 26 -
Ⅷ　その他 ..... - 27 -
　１ 失格条項 ..... - 27 -
　２ 参加者数 ..... - 27 -
　３ 参加の辞退 ..... - 27 -
　４ 書類の返却等 ..... - 27 -
　５ 著作権 ..... - 27 -
　６ 異議申し立て ..... - 27 -
　７ 情報公開 ..... - 27 -
　８ 補足 ..... - 27 -
　９ 様式・資料一覧 ..... - 28 -

Ⅰ　一般事項

1 趣旨・目的

南長野運動公園は、市南部地域における市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、文化活動の場、緑豊かな憩いの空間を創出するため、平成２年度から整備が進められ、平成15年３月に完成した。途中、1998年に開催された長野冬季オリンピックでは、長野オリンピックスタジアムは開閉会式場として使用された。

現在は、長野オリンピックスタジアムは収容人員30,000人（内野スタンド21,000人、外野スタンド9,000人）、内外野とも人工芝の野球場として市民野球、高校野球、社会人野球、プロ野球など多種多様な野球に常時利用されており、体力づくりや心身の健康の保持増進に役立てられている。

長野市では、各施設が公園を訪れる多くの人々に親しまれており、今後もスポーツ・文化振興の拠点として長きにわたって有効に利用されるよう、令和６年度に長野オリンピックスタジアム長寿命化改修第１期工事※1（以下「本工事」という。）にかかる基本設計をまとめたところである。

今後、長野市、実施設計業務委託事業者（以下「設計者」という。）と協働し、施工者の立場から工事中の施工計画、仮設計画等による工期短縮や来場者、施設管理者等への安全性の確保、工事費縮減など高度な技術提案及び技術支援を実施設計に反映するため、設計段階から施工者が関与する「技術協力・施工タイプ」（以下「ＥＣＩ方式」という。）を採用し、確実な長寿命化改修工事を進めていく。

そのため、本プロポーザルでは、本工事にかかる実施設計段階から設計業務の技術協力を行う者を公募型プロポーザル方式により選定する。

※1　長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事は、工事を2期に分けて発注する計画としている（令和8年度から令和9年度に第1期工事（本工事）を行い、令和12年度以降に第2期工事を行う予定）。

2 用語等の定義

（1）実施設計技術協力事業者（施工予定者）

実施設計技術協力事業者（施工予定者）とは、本プロポーザルの結果、最優秀提案事業者（以下「最優秀者」という。）と選定された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）が長野市と南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修実施設計技術協力業務（以下「本業務」という。）委託を締結し、実施設計段階から設計業務の技術協力を行う者をいう。また、実施設計完了後に徴収する本工事の工事費見積書の金額が、長野市の決定する予定価格の範囲内であった場合に、建設工事請負契約の締結を予定する者をいう。

（2）技術協力業務

実施設計技術協力事業者（施工予定者）が長野市と技術協力に関する基本協定書を締結し、「Ⅰ．1．趣旨・目的」を果たすために実施設計時において、長野市及び設計者と協働し、技術提案及び施工計画を実施設計に反映させるため、長野市及び設計者へ技術協力を実施することをいう。

（3）選定委員会

選定委員会とは、本工事に関する実施設計技術協力事業者（施工予定者）を選定する長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会をいう。本プロポーザルにおいて、最優秀者及び次点者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む次にかかげる委員で構成する。

高村　秀紀（信州大学工学部　建築学科　教授）
今井　義明（国土交通省関東地方整備局　長野営繕事務所長）
佐々木　武信（長野県　建設部　施設課長）
鈴木　秀規（長野市　スポーツ部長）
横田　典久（長野市　建設部長）

（4）三者協議会

三者協議会とは、南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力協議会をいう。長野市、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される技術提案を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3 実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定の概要

（1）発注者

長野市（以下「市」という。）

（2）選定方式

施工者の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案を求め、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、技術提案を総合的に評価し、最優秀者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

（3）選定方法

市は、市が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、選定委員会において審査を行った結果、順位得点の合計が最も高い者を「最優秀者」として選定する。

なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

（4）事務局

長野市役所建設部建築課公共施設長寿命化推進室
〒381-8512　長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL026-224-9708（直通）　FAX026-224-5066
E-mail　chouju-situ@city.nagano.lg.jp

4 長寿命化改修事業スケジュール

令和6年度　基本設計(第1期工事分)　令和7年1月31日完了
令和7年度　実施設計(第1期工事分)　令和8年3月31日まで
実施設計技術協力(第1期工事分)【本業務委託】　令和8年3月31日まで
令和7年度　基本設計(第2期工事分)　令和8年3月31日まで
令和8年度～令和9年度　長寿命化改修第１期工事【本工事予定】
※基本協定に基づき本業務委託の受託者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事請負契約予定
※本工事発注　令和8年6月議会議決の日～令和9年8月31日（予定）
内、施設休館期間　令和8年11月4日～令和9年3月31日(予定)
令和11年度　実施設計(第2期工事分)予定　令和11年度末まで
令和12年度～令和13年度　長寿命化改修第2期工事予定

5 工事請負契約までの流れ

本プロポーザルにおける最優秀者選定後、工事請負契約の締結までの流れは、以下のとおりとする。

(1) 市は、最優秀者と「基本協定書（様式11）」を、また、最優秀者及び設計者と「設計協力協定書（様式12）」を取り交わし、本業務委託の契約の締結に向けた協議が整った後、最優秀者から事前に提出された本業務委託見積書（様式8-1）の金額が、市が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって本業務委託の契約を締結する。

(2) 本業務委託の契約の締結後、最優秀者は「実施設計技術協力事業者（施工予定者）」となる。

(3) 市、設計者及び実施設計技術協力事業者（施工予定者）は、三者協議会を組織する。

(4) 組織された三者協議会において、本プロポーザル及び本業務の期間中に提案された技術提案等を基に、工法や仕様について協議する。

(5) 市は、実施設計（第１期工事分）の業務完了後に実施設計技術協力事業者（施工予定者）から本工事の工事費見積書（工事費内訳書、工事費内訳明細書を含む）を徴取し、その金額が市が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として工事に関する契約条件を確認する。これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決をもって当該仮契約を本契約とする。なお、工事請負契約は、長野市建設工事請負契約書（長野市財政部契約課ホームページで公開している工事請負契約に使用する書式）により締結する。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

（6）最優秀者がその決定後、本業務委託の契約の締結までに、「Ⅰ.11. 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約の締結に向けて優先的に交渉する相手方としての権利（以下「優先交渉権」という。）を失い、基本協定書及び設計協力協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及び設計協力協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、本業務委託の契約は締結しないものとする。

（7）市は、実施設計技術協力事業者（施工予定者）が本業務委託の契約の締結後に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされた、又は、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年制定）に基づく入札参加資格停止措置を受け、市が実施設計技術協力事業者（施工予定者）との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、本業務委託の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、実施設計技術協力事業者（施工予定者）は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及び設計協力協定書はその効力を失うものとする。

（8）市は、実施設計技術協力事業者（施工予定者）が本工事の仮契約の締結の日から議会の議決までの間に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合にあっては、仮契約を解除することができる。

（9）市は、最優秀者と基本協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、設計協力協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、本業務委託の契約を締結できない場合、実施設計技術協力事業者（施工予定者）と仮契約を締結できない場合及び工事請負契約を締結できない場合は、次点者に優先交渉権を与える。次点者も効力を失うなどした場合は、最優秀者及び次点者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、基本協定書及び設計協力協定書を取り交わし、協議が整った後、本業務委託の契約の締結及び価格等の交渉を行う。なお最優秀者及び次点者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

6 本工事の概要

（1）工事の内容（令和７年１月の基本設計より）

ア 建築

（ｱ）防水改修

プロムナード、コンコース：超速硬化ウレタン複合防水改修

ダグアウト等屋根：ウレタン防水改修

上段観覧席：ＰＣ床版継ぎ目に設置された排水ドレン改修

下段観覧席：目地補修、下階廊下、階段に防水パン設置

（ｲ）内装改修

トイレ様式化に伴う床・壁・天井・トイレブース改修

(ｳ) 建具改修

コンコース排気塔内排煙扉改修

(ｴ) 塗装改修

内野バックネット裏ボール視認性向上のための塗装改修

(ｵ) その他

内野席のベンチ、アンカーボルト更新

内野席の一部を車いす席に変更

既存ＰＣ版（花びら外側部分）コンクリート剥離部分補修

既存ＰＣ版（花びら内側部分）目地隙間の落下防止対策

下段観客席のコンクリート階段補修

エントランスホール授乳室改修

ダグアウト内、雨水排水機能向上改修、ベンチ更新

イ 電気設備

(ｱ) 受変電設備

キュービクル更新(饋電盤は既存屋内キュービクルを撤去､屋外キュービクルに更新)

高圧幹線更新、直流電源装置更新

(ｲ) 中央監視設備

中央監視盤改修（機器更新に伴うシステム変更）

(ｳ) 電灯・コンセント設備

照明器具更新、照明器具増設（メモリアルホール)、コンセント更新、コンセント増設（トイレ様式化、メモリアルホール、会議室）

(ｴ) 通信設備

構内交換設備更新、情報表示設備更新、映像・音響設備更新、拡声設備更新、誘導支援設備更新、テレビ共同受信設備更新、監視カメラ設備更新、火災報知設備更新

(ｵ) その他

スコアボード、サブスコアボード更新

ウ 機械設備

(ｱ) 空調設備

空調機器更新、ファンコイルユニット更新

(ｲ) 換気設備

全熱交換器型換気扇更新

(ｳ) 自動制御設備

自動制御盤・機器更新

(ｴ) 給水排水衛生設備

加圧給水ポンプユニット等ポンプ類更新、内野スタンドトイレ洋式化

（2）工事期間

契約日（令和8年6月議会の議決後における本契約）から令和9年8月31日（予定）まで

（3）本工事における工事費参考額

3,729,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）支払い条件

長野市契約規則及び長野市建設工事請負契約約款による

7 技術協力業務等の概要

（1）業務名称

南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力業務

（2）業務委託料の限度額

10,140,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（3）履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

（4）業務内容

長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事（第1期分）に関わる実施設計時の技術協力業務

ア 実施設計技術協力業務

(ｱ) 事前協議(協議事項の整理、検討事項等の共有)

(ｲ) 施工計画等の作成

a 施工計画の検討、提案

b 仮設計画の検討、提案

c 工事工程の検討、提案及び工程表の作成

(ｳ) 実施設計全般に対する技術検証

a PC床版EXP.J金物部分の防水納まりの調査、検討、提案

b 内部階段、ダグアウト廻り廊下の雨水処理方法について、調査、検討、提案

c 2階プレハブ記者席下部の防水納まりの調査、検討、提案

(ｴ) 本プロポーザルにおいて採用された技術提案の資料作成、提出

(ｵ) 技術提案及び設計補助

(ｶ) コスト管理支援

a 工事費上限額以内に納まる実施設計内容とするための全般的な支援(工事費の管理支援)

b 工事費見積書等の作成・更新

c 実施設計図書に基づく工事費見積書等の作成

(ｷ) 関係機関との協議資料作成支援

(ｸ) 三者協議会への出席（月2回程度）

（ヶ）報告書の作成

(5) 業務の配置技術者

「Ⅰ.11. 参加資格要件」の（３）（５）（７）に示す技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者（建築・電気設備・機械設備）

(6) 支払い方法

完了後一括払い

(7) 業務の成果物

技術協力が完了したときは、次の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

イ 各種技術検証資料

ウ 技術提案

エ 提案に関する成果物

オ 工事費内訳明細書

カ その他監督員が指示するもの

成果物の提出部数は、正副各1部（計2部）とし、電子データも提出すること。なお、データ形式は監督員と協議すること。ただし、図面データ形式はＰＤＦ形式、ＤＸＦ形式、ＪWW形式とする。

(8) 設計者

類・長野設計共同企業体

(9) その他

ア 本業務委託は、長野市業務委託契約書（書式第 9 号（工事に係る測量等用））に基づき契約する。

イ 業務内容は、設計技術協力業務委託特記仕様書を参照すること。

8 選定スケジュール

(1) 選定スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
実施要領等公表	実施要領公表 （市ホームページに掲載）	令和 7 年 2 月 19 日（水）
	図面等資料の貸与 （電子メールで貸与）	令和 7 年 2 月 20 日（木）から 令和 7 年 3 月 12 日（水）まで
参加資格確認	参加申込に関する質問受付 （電子メールで提出）	令和 7 年 2 月 20 日（木）から 令和 7 年 3 月 6 日（木）まで
	参加申込に関する質問回答 （市ホームページに掲載）	令和 7 年 3 月 19 日（水）まで 随時
	参加申込書等の提出 （持参又は郵送で提出）	令和 7 年 3 月 25 日（火）まで

	参加資格要件確認結果通知 （電子メールで通知）	令和７年４月３日（木）
技術等審査	技術提案書等に関する質問受付 （電子メールで提出）	令和７年４月４日（金）から 令和７年４月18日（金）まで
	技術提案書等に関する質問回答 （市ホームページに掲載）	令和７年５月１日（木）まで 随時
	技術提案書等の提出 （持参又は郵送で提出）	令和７年５月13日（火）まで
技術等審査	プレゼンテーション・ヒアリング	令和７年６月上旬～６月中旬 予定
	最終審査結果通知・公表 （郵送及び市ホームページで公表）	令和７年６月中旬 予定
基本協定書 設計協力協定書	締結 ※締結できない場合「５（9)」による	令和７年６月下旬 予定
技術協力業務 委託契約	締結 ※締結できない場合「５（9)」による	令和７年６月下旬 予定
工事請負契約	仮契約の締結 ※締結できない場合「５（9)」による	令和８年５月上旬 予定
	本契約の締結 ※締結できない場合「５（9)」による	令和８年６月下旬 予定

（2）参加申込書、技術提案書等の提出物は、選定スケジュールに記載の日までの、9時から16時まで（12時から13時までを除く。）に事務局まで持参にて提出又は、選定スケジュールに記載の日までに、配達証明付き書留郵便にて必着とすること。

（3）選定スケジュールについて変更が生じた場合は、参加申込書の提出があった者に通知するとともに、長野市ホームページに掲載する。

９ 図面等資料の貸与

本プロポーザルの参加希望者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式10）と引き換えに、基本設計図書を貸与する。

（1）貸与期間は「Ⅰ．８ 選定スケジュール」に記載のとおりとする。

（2）貸与希望者は、秘密保持に関する誓約書（様式10）に必要事項を記載し、Wordファイルを ＰＤＦ形式に変換し、「Ⅰ．３．（４）事務局」のメールアドレスまで電子メールを送信する。電子メールの件名は、「【ECI】（会社名）南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル（資料貸与希望）」とすること。

（3）資料の貸与は、秘密保持に関する誓約書（様式10）に記載のメールアドレスに送信する。なお、貸与資料については、本プロポーザルの提案書作成のみに使用することとし、それ以外に使用しないこと。

10 既存建物の確認等

（1）事務局が開催する現地説明会は行わない。

（2）各参加者による現地視察は可能とする。既存建物内を含めた現地視察を希望する場合は、事前に事務局へ連絡すること。

11 参加資格要件

本プロポーザルの参加要件は以下のとおりとする。また、参加要件の基準日は公告日とし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

（1）特定ＪＶの構成

参加者は、参加資格申請までに結成された特定ＪＶとし、特定ＪＶの構成に関する要件は、次のとおりとする。

ア 建築ＪＶ、電気ＪＶ、機械ＪＶの３業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設工事共同企業体」（乙型企業体）とする。

イ 各ＪＶ（甲型企業体）は、２者で構成することとする。その組み合わせは、建築ＪＶについては「Ⅰ.11.（３）」に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と「Ⅰ.11.（４）」に定める代表者以外の構成員としての資格要件を満たす者が自主結成した共同施工方式（甲型）とする。電気ＪＶについては「Ⅰ.11.（５）」に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と「Ⅰ.11.（６）」に定める代表者以外の構成員としての資格要件を満たす者が自主結成した共同施工方式（甲型）とする。機械ＪＶについては「Ⅰ.11.（７）」に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と「Ⅰ.11.（８）」に定める代表者以外の構成員としての資格要件を満たす者が自主結成した共同施工方式（甲型）とする。

ウ 各ＪＶ（甲型企業体）の構成員の工事に関する出資比率は、当該ＪＶの１の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。

エ 各ＪＶ（甲型企業体）の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は最大の出資比率であること。

オ 各ＪＶ（甲型企業体）は、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式（甲型）の建設工事共同企業体（以下「甲型建設工事共同企業体」という。）を結成するものとする。

カ 甲型建設工事共同企業体は、異業種特定建設工事共同企業体協定書により、分担施工方式（乙型）の建設工事共同企業体（以下「乙型建設工事共同企業体」という。）を結成するものとする。なお、乙型建設工事共同企業体の代表者は、建築工事の甲型建設工事共同企業体の代表者とする。

キ 乙型建設工事共同企業体又は甲型建設工事共同企業体の構成員となる者が、当該乙型建設工事共同企業体においてその他の甲型建設工事共同企業体と重複して構成員になることはできない。

ク 乙型建設工事共同企業体又は甲型建設工事共同企業体の構成員となる者が、本プロポー

ザルに参加する他の乙型建設共同企業体又はその構成員である甲型建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

ケ 技術協力業務は、各甲型建設工事共同企業体の全構成員が行うものとする。技術協力業務の代表者は建築工事の甲型建設工事共同企業体の代表者とする。打合せ・会議については、少なくとも「Ⅰ.11.（３）」、「Ⅰ.11.（５）」、「Ⅰ.11.（７）」に定めるプロジェクト責任者、技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者（建築・電気設備・機械設備）が出席すること。

（2）特定ＪＶの構成員に共通する参加資格要件

特定ＪＶの全ての構成員は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 参加申込書の提出時において、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。

カ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

キ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

ク 本工事の設計者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。

(ｱ) 本工事の設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。

(ｲ) 代表権を有する役員が設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。

ケ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

コ 重複して他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

（3）建築ＪＶの代表構成員の参加資格要件

建築ＪＶの代表構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、建築一式工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評価値が1,000点以上であること。

エ 次の項目を満たす技術協力業務責任者及び技術協力業務主任技術者（建築）を本業務に配

置できること。なお、技術協力業務責任者と技術協力業務主任技術者（建築）は兼ねることができる。

(ｱ) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

オ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 建築工事業に係る監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合はこれに加えて監理技術者講習会修了証）を有していること。

(ｳ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ｴ) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

(ｵ) 技術協力業務責任者又は技術協力業務主任技術者（建築）と監理技術者は兼ねることができる。

カ 上記エ技術協力業務責任者又は上記オ監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、本業務期間及び本工事期間において専ら従事すること。

(4) 建築ＪＶの代表者以外の構成員の参加資格要件

建築ＪＶの構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、建築一式工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす主任技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(5) 電気ＪＶの代表構成員の参加資格要件

電気ＪＶの代表構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、電気工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知における電気工事に係る総合評価値が900点以上であること。

エ 次の項目を満たす技術協力業務主任技術者（電気設備）を本業務に配置できること。

(ｱ) 一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

オ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 電気工事業に係る監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合はこれに加えて監理技術者講習会修了証）を有していること。

(ｳ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ｴ) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

(ｵ) 技術協力業務主任技術者（電気設備）と監理技術者は兼ねることができる。

(6) 電気ＪＶの代表者以外の構成員の参加資格要件

電気ＪＶの構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第 3 条の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和 5・6 年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、電気工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす主任技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(7) 機械ＪＶの代表構成員の参加資格要件

機械ＪＶの代表構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、管工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、管工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 最新の経営事項審査結果通知における管工事に係る総合評価値が900点以上であること。

エ 次の項目を満たす技術協力業務主任技術者（機械設備）を本業務に配置できること。

(ｱ) 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

オ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 管工事業に係る監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合はこれに加えて監理技術者講習会修了証）を有していること。

(ｳ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

(ｴ) 現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

(ｵ) 技術協力業務主任技術者（機械設備）と監理技術者は兼ねることができる。

(8) 機械ＪＶの代表者以外の構成員の参加資格要件

機械ＪＶの構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

ア 建設業法第3条の規定により、管工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

イ 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されており、管工事格付区分がＡ級の者であること。

ウ 本工事を契約する場合、工事請負契約日において次の項目を満たす主任技術者を専任配置できること。

(ｱ) 一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

(ｲ) 所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

Ⅱ　参加申込

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、技術提案等の審査に進むものを選定し通知する。

(1) 提出期間

「Ⅰ．８ 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

ア 参加申込書	(様式 1-1)
イ 参加資格要件チェックリスト	(様式 1-2)
ウ 技術協力業務責任者等の資格	(様式 2-1)
エ 監理技術者の資格	(様式 2-2)
オ 構成員の担当技術者の一覧	(様式 3-1)
カ 異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）	(様式 任意 1-1)
キ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）	(様式 任意 2-1,2-2,2-3)
ク 委任状・使用印鑑届（乙型）	(様式 13-1)
ケ 委任状・使用印鑑届（甲型）	(様式 13-2)

(4) 提出部数

各２部（正本１部、副本１部）

ＰＤＦ形式に変換しＣＤ－Ｒ等（1枚）でデータ形式も提出すること。

(5) 提出書類の留意事項

提出書類は、各様式に基づき作成し、「Ⅱ．１．（３）」の順番にA4ファイル（フラットファ

イル、バインダーなど簡易な綴じ方）にファイルングし、様式ごとにインデックス等を貼付し整理すること。記載の文字の大きさは10ポイント以上とすること。

ア 参加申込書（様式1-1）

正本１部は必要事項を記入した上で押印し、副本１部は押印しないこと。

イ 参加資格要件チェックリスト（様式 1-2）

様式の確認欄にチェックを行い、以下に記載する確認書類とともに提出すること。

(ｱ) 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加認定通知書（各構成員）

(ｲ) 財務諸表、監査報告書（各構成員）

(ｳ) 納税証明書（各構成員）

(ｴ) 特定建設業の許可証の写し（各構成員）

(ｵ) 建築士事務所登録の写し（建築ＪＶ代表構成員）

(ｶ) 最新の経営事項審査結果通知の写し（建築ＪＶ・電気ＪＶ・機械ＪＶ代表構成員）

ウ 技術協力業務責任者等の資格（様式 2-1）

(ｱ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。

(ｲ) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

(ｳ) 事故等のやむを得ない事由により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とすること。

エ 監理技術者の資格（様式 2-2）

(ｱ) 本工事の契約を締結した場合の監理技術者を記入すること。

(ｲ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。

(ｳ) 事故等のやむを得ない事由により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とすること。

オ 構成員の担当（主任）技術者の一覧（様式 3-1）

(ｱ) 本工事の契約を締結した場合の担当（主任）技術者を記入すること。

(ｲ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。

(ｳ) 事故等のやむを得ない事由により、担当技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とすること。

カ 異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（様式 任意 1-1）

(ｱ) 協定書は必要事項を記入した上で押印し、正本提出用と契約書に綴じるものとして計２部と各構成員保管分を作成し、提出すること。（内構成員保管分は、提出時に事務局確認の上返却。郵送にて提出の場合は、後日受け取りに来ること。）なお、副本１部は

押印しないこと。

(ｲ) 別紙１（様式 任意1-2）については、業務委託契約の際に提出すること。

(ｳ) 別紙２（様式 任意1-3）については、工事請負契約の際に提出すること。

キ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（様式 任意 2-1,2-2,2-3）

(ｱ) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事の特定建設工事共同企業体ごとに作成すること。

(ｲ) 協定書は必要事項を記入した上で押印し、正本提出用と契約書に綴じるものとして計２部と各構成員保管分を作成し、提出すること。（内構成員保管分は、提出時に事務局確認の上返却。郵送にて提出の場合は、後日受け取りに来ること。）なお、副本１部は押印しないこと。

ク 各委任状・使用印鑑届（様式 13-1,13-2）

(ｱ) 正本１部は必要事項を記入した上で押印し、副本１部は押印しないこと。

２ 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「Ⅰ．８ 選定スケジュール」の該当する期限までに、参加申込者（乙型代表者）それぞれに電子メールにて通知する。

３ 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（１）提出期間

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（様式任意）により市に対し説明を求めることができる。

（２）回答期限

前号に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

（３）その他

提出方法は、事務局まで持参とする。

Ⅲ　技術提案等の提出

1 提出書類等

参加資格確認の結果、参加資格を有することを認められた者は、技術提案に係る提出書類を各様式に基づき作成し提出すること。

(1) 提出期間

「Ⅰ.８ 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は（１）提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

ア 技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 技術提案書（表紙）　（様式5-1　A3判）

(ｲ) 技術提案　（枚数は全体で計 10 枚以内とする）

a 施工上の課題に関する提案　（様式 5-2　A3 判）

b 工程管理に関する提案　（様式 5-3　A3 判）

c 環境への負荷低減に関する提案　（様式 5-4　A3 判）

(ｳ) 概算工事費に関する提案

a 工事費見積書　（様式 7-1　A4 判：計 1 枚）

b 工事費見積内訳書　（様式 7-2　A4 判：計 6 枚）

c 工事費見積内訳明細書　（様式 任意）

イ その他

(ｱ) 本業務委託見積書　（様式8-1,様式8-2　A4判：計3枚）

(4) 提出部数

ア 「Ⅲ.１.（３）.ア」について

各10部（正本１部、副本９部）

副本には様式7-1を添付しないこと。

工事費見積内訳明細書（様式任意）については、正本１部、副本１部を提出すること。

「Ⅲ.１.（３）.ア」の順番に左上をダブルクリップ１か所留めとし、折らずに提出すること。ただし、工事費見積内訳明細書（様式任意）については、別冊A4ファイル（フラットファイル、バインダーなど簡易な綴じ方）で提出すること。

イ 「Ⅲ.１.（３）.イ」について

正本として１部、左上をクリップ１か所留めとし、提出すること。

ウ その他

「Ⅲ.１.（３）」の提出書類は、ＰＤＦ形式に変換しＤＶＤ-Ｒ等（1枚）でデータ形式も

提出すること。

（5）注意事項

提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

2 技術提案等の作成

技術提案については、技術協力段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、安全に施工し、目標工期内で完成することを目的にすると同時に、環境面や省資源に配慮した提案を行うこと。

（1）施工上の課題に関する提案（様式5-2）

本工事は、契約日（令和8年6月議会の議決後における本契約）から令和9年8月31日（予定）までの工期を予定し、その内施設の休館期間は、令和8年11月4日～令和9年3月31日までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。

また、近年は新型コロナウィルス禍からの需要回復が進む一方で、建設、物流の労働者時間外規制の適用による人手不足や物流の停滞による部品調達の遅延など建築、設備における工期の長期化傾向が生じている。

これらの要件を総合的に勘案し、以下の項目について、その課題に対する解決方法、実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること。

ア 工事期間中における公園利用者及び本施設利用者の動線計画の配慮や安全性の確保等に関する工事進捗状況に応じた総合仮設計画の提案

イ 設備機器の更新を品質や作業の安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法について

ウ ア、イを除き、本工事において施工上特に注意すべき事項とその解決策について（2項目まで自由提案）なお、解決策の提案が、基本設計図書に示す機能、性能、品質の向上、工事費の縮減など総合的に大きな効果が得られる場合は、基本設計内容の変更も可能とする。

（2）工程管理に関する提案（様式5-3）

週休2日（4週8休）取得を基本とし、品質を確保し所定の期日に工事を完成させるための工程管理の方策、重点ポイント、工程遅延対策等について具体的に記述すること。また、休館期間短縮が図れる場合は実施、実現できる効果的で具体的な取り組みについて記述し、短縮工期の工事工程表を作成し提案すること（取り組みは複数可）。その場合、短縮工期の工事工程表にはクリティカルパス（太線・赤字で表示）を記載し、工程上重要となるマイルストーンを設定すること。また、基本設計において作成したマスタースケジュールと比較し、工期短縮部分をわかりやすく表現すること。

（3）環境への負荷低減に関する提案（様式5-4）

持続可能な社会の実現に向けて、製造・施工・運用・廃棄段階をふまえたライフサイクルＣＯ２の削減について具体的に記述すること。

ア 本工事において資源の消費や廃棄物の発生が環境に与える負荷の低減に適切に対処する取組について

イ ライフサイクルＣＯ２の削減に向けた機器選定、運用段階での省エネ性能の向上について

（4）概算工事費に関する提案（様式7-1，様式7-2）

基本設計図書に基づく工事費を提示すること。基本設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するために必要な全ての材料や作業及び施工上当然必要とされる内容を想定し、工事費見積書、工事費見積内訳書及び工事費見積内訳明細書（様式任意）を作成すること。工事費見積内訳明細書は、本業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとし、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。一式工事とする場合は歩掛等の一式工事根拠を記載すること（共通仮設工事、直接仮設工事については一式計上しないこと）。

また、技術提案内容を反映させること。

なお、工事金額算出に当たっては物価変動を見越した金額ではなく提案提出時点の金額で算出すること。

（5）本業務委託見積書（様式8-1，様式8-2）

見積書は、見積金額を税込みで記入すること。また、妥当性を確認するため、内訳書を添付すること。

３ 作成要領

（1）技術提案書の右肩指定部分に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

（2）技術提案書は、それぞれの提案ごとに、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。

（3）技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とすること。

（4）使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び軽量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

（5）技術提案については審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。

（6）各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

4 留意事項

技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザル参加者が実施設計技術協力事業者（施工予定者）となった場合には、技術提案書等に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報、並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、本業務委託の契約の締結後に実施した調査結果や設計の進捗により、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。

また、本プロポーザルにおいて採用された基本設計内容の変更を伴う技術提案については、実施設計過程において再度検討し、非採用とすることがありうるものとする。

5 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の自己負担とする。

6 その他

（1）一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、市が指示するものは除く）。

（2）提出された書類や図書等は、返却しない。

（3）市は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。

（4）実施設計技術協力事業者（施工予定者）に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

Ⅳ　質問及び回答

参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問を以下のとおり実施する。ただし、審査に支障をきたす質問及び業務の実施に必要のない内容に関する質問は受け付けない。

1 提出期限

「Ⅰ.８ 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

2 提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式4）、技術提案書等に関する質問は質問書（様式6）に記載の上、電子メールにて事務局にエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「【ECI】（会社名）南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル（参加申込質問書）」とし、技術提案書等に関する質問は「【ECI】（会社名）南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力業務公募型プロポーザル（技術提案書等質問書）」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために「Ⅰ.８ 選定スケジュール（２）」提出期限時間内に事務局へ電話連絡すること。

3 質問に対する回答

「Ⅰ.８ 選定スケジュール」の各該当する期限までに長野市ホームページに掲載する。

4 その他

（1）質問内容で参加者が特定できるような表現は避けること。

（2）参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問は、それぞれ参加者1者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。なお、技術提案書等に関する質問は、乙型共同企業体の代表者のみができるものとする。

（3）質問の内容について、不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（4）質問への回答は、本プロポーザル実施要領の細部説明及び補完する内容のものに限る。

Ⅴ　プレゼンテーション・ヒアリング

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員会の委員によるヒアリングを受ける。

1 実施日時

「Ⅰ．8 選定スケジュール」に記載の日程で実施する。※実施日時、実施場所、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

2 実施方法

(1) ヒアリングの時間等

ヒアリングは提出書類の説明（20分以内のプレゼンテーション）後、約15分間の選定委員会の委員による質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの準備・撤収作業にかかる時間は合計5分以内とする。

(2) ヒアリング出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、技術協力業務責任者、各担当者、パソコン操作者を含む合計５名以内とする。

3 その他

(1) 審査は選定委員によるヒアリング形式（非公開）とする。

(2) プレゼンテーションは、提出された技術提案書に記載されている内容、図面、イラスト等により、プロジェクターを使用した資料の説明は可とする。ただし、新たな提案はできないものとする。

(3) 資料を説明する際に用いるパソコン及び必要機材は参加者各自が用意すること。なお、以下の機材は事務局が準備したものを使用することができる。

プロジェクター（EPSON）
スクリーン（画面寸法　横 2.4m×縦 1.8m）
HDMI ケーブル
電源延長ドラム

Ⅵ　技術提案の審査

1 審査方法

本プロポーザルは、以下のとおり審査を行う。

(1) 本プロポーザルの審査は、選定委員会が行う。

(2) 技術提案書の審査は、選定委員が「Ⅵ.２ 評価基準」に沿って行う。

(3) 各選定委員が各々評価した採点結果を合計し、合計した得点が高い順に参加者の順位を決定する。決定した順位を基に、順位得点（参加者順位1位は2点、参加者順位2位は1点（１人の選定委員において、複数の参加者の合計点が同点となった場合は、順位得点を按分する（例：１位に２者が並んだ場合は、（２+１）点÷２=１.５点ずつを２者に付す））。）を配点する。

2 評価基準

技術提案書は評価項目毎の評価事項により評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを行い総合的に審査する。

各参加者の技術提案書を評価した採点は、次の（１）と（２）を合計した得点（最高得点：110.00点）とする。

(1) 技術提案の配点（最大得点：80.00点）

(2) 価格の配点（最大得点：30.00 点）

価格評価は見積率(%)にて行う。

見積率(%)=（工事費見積額/工事費参考額）×100

価格評価算定表に示す見積率に対する評価基準と算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを、価格の評価点とする。

評価項目に対する評価事項と配点

評価項目		評価事項	配点	合計
提案項目	施工上の課題	総合仮設計画について （公園利用者及び本施設利用者の動線計画の配慮や安全性の確保等に関する提案）	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	/30.0
		設備機器の更新について （品質や安全を確保し、経済的で効率よく施工する方法についての提案）	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	

		施工上特に注意すべき事項と解決策（２項目まで） （施工計画上の課題認識と解決策の提案） １項目×5点	特優/5.0×2、 優/4.0×2、 普/3.0×2、 やや劣/2.0×2 劣/0.0×2	
	工程管理	工程管理について （週休２日を基本としたうえで、事業期間を遵守するための工程管理の方策、重点ポイント、工程遅延対策等、工程管理に関する具体的提案）	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	/30.0
		休館期間短縮について （適正な品質を確保した上で休館期間を短縮する提案） 算定式 得点=配点（20点）×（最短休館日数提案者の休館日数/当該応募者の休館日数） 算定式により得点を算出し、小数第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを評価点とする	算定式による	
	環境配慮	工事施工上の環境負荷低減について （資源の消費や廃棄物の発生が環境に与える負荷の低減に適切に対処する提案）	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	/20.0
		機器更新に伴う環境負荷低減について （ライフサイクルＣＯ２の削減に向けた機器選定、運用段階での省エネ性能の向上について）	特優/10.0、 優/8.0、 普/6.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	
価格項目	工事費	（工事費見積書及び工事費見積内訳書の適正さ） （提案縮減工事費） （工事費縮減の取組及びその具体性、実現性）	価格評価算定表による	/30.0

価格評価算定表

価格評価点	見積率が 90%以下の場合は、価格評価点は 30 点とする。
	90%＜見積率≦100%の場合の価格評価点 90%：30 点と 100%：0 点を通る直線式により算定される以下のｙの値を価格評価点とする。 価格評価点算定式　ｙ＝ｂ×（1－ｘ/ａ） ｘ：（見積率-90）% ｙ：価格評価点 ａ：100-90=10　ｂ：30
	見積率が 100%を超える場合の価格評価点 100%：－10 点と 110%：－20 点を通る直線式により算定される以下のｙの値を価格評価点とする。 価格評価点算定式　ｙ＝ｂ×（1－ｘ/ａ）-10 ｘ：（110-見積率）% ｙ：価格評価点 ａ：110-100=10　ｂ：-10

価格項目の評価イメージは次のとおりとする。

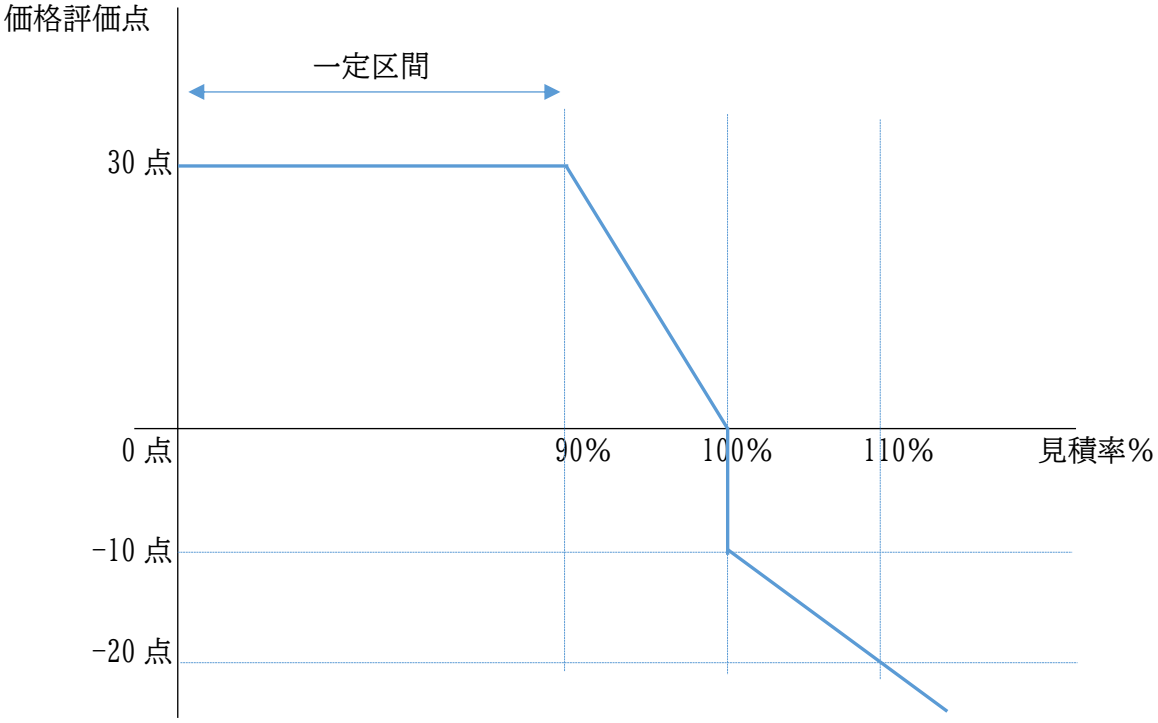

３ 最優秀者の選定

各選定委員の順位得点を集計し、得点が最も高い者を「最優秀者」、その次に高い者を「次点者」として特定する。

なお、得点の最も高い者が複数者ある場合は、工事費見積書の金額が最も低い者を選定する。それにより決しない場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

４ 審査結果の通知及び公表

（1）審査結果の通知

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀者を決定する。

最終審査の結果は、「Ⅰ．８ 選定スケジュール」の該当する期限までに、選定結果通知を参加者それぞれに書面にて郵送するとともに、電子メールにて通知する。

（2）結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果の公表範囲は、以下のとおりとする。

ア 参加者数

イ 最優秀者及び次点者の名称、最優秀者の構成員

ウ 最優秀者及び次点者の順位得点

エ 審査結果の講評

※以上は、長野市ホームページにて公表する。

Ⅶ　基本協定等の締結

1 基本協定書について

（1）基本協定書の締結にあたり、市、設計者及び最優秀者は、以下の内容確認を行う。

ア 最優秀者より提出された工事費見積内訳書及び内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠並びに妥当性・実現性の確認

イ 明細書等に基づく、実施設計着手段階でのグレードの確認

ウ 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するためのグレードの確認及びフィードバック方法の確認

（2）前記（１）の確認において、明細書等と想定されるグレードに相違がある場合は、市、設計者及び最優秀者にて協議し、必要に応じてグレード又は明細書等の修正を行う。

（3）市、設計者及び最優秀者は、明細書等（修正された場合は修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、合意金額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。

（4）本業務期間における市からの変更指示や、社会経済情勢の変化などの予見不可能な事由に起因する変更については、別途協議する。

（5）市は、上記（１）から（４）における確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀者との調整を行うことができる。

2 設計協力協定書について

市、設計者及び最優秀者は、設計段階において実施設計技術協力事業者（施工予定者）から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくための三者協議会を組織するため、協定を締結する。

Ⅷ　その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。

（2）提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。

（3）本業務委託の契約の締結までに、「1.11. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

（4）公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。

（5）その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「最優秀者」として選定することができる。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」（様式9）を提出すること。

4 書類の返却等

提出された書類等の返却は行わない。また、提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

5 著作権

提出された技術提案書等にかかる著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。提案書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、参加者が当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。

6 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付ない。

7 情報公開

本プロポーザルに係る情報について、情報公開請求があった場合には、「長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）」に即して取り扱う。

8 補足

その他、必要な事項が生じた場合は選定委員会が別に定めることとする。

９ 様式・資料一覧

様式・資料	名　称	ﾃﾞｰﾀ形式	備　考
様式1-1	参加申込書	Word	
様式1-2	参加要件チェックリスト	Word	
様式2-1	技術協力業務責任者等の資格	Word	様式は①～④で構成
様式2-2	監理技術者の資格	Word	様式は①～③で構成
様式3-1	構成員担当技術者の一覧	Word	
様式4	質疑回答書（参加表明）	Excel	
様式5	技術提案書	Excel	様式5-1,5-2,5-3,5-4
様式6	質疑回答書（技術提案等）	Excel	
様式7	工事費見積書	Excel	様式7-1,7-2
様式8	技術協力業務見積書	Excel	様式8-1,8-2
様式9	辞退届	Word	
様式10	秘密保持誓約書	Word	
様式11	基本協定書(案)	PDF	
様式12	設計協力協定書(案)	PDF	
様式13-1	委任状・使用印鑑届(乙型)	Word	
様式13-2	委任状・使用印鑑届(甲型)	Word	
様式任意1-1 様式任意1-2 様式任意1-3	異業種特定建設工事共同企業体 協定書(乙型)	Word	
様式任意2-1(建築) 様式任意2-2(電気) 様式任意2-3(機械)	特定建設工事共同企業体 協定書(甲型)	Word	
資料1	位置図・配置図	PDF	
資料2	設計技術協力業務委託特記仕様書	PDF	
資料3	基本設計図書	PDF	

※各種様式及び資料1、資料2については、ホームページに掲載。資料3については、「Ⅰ．９ 図面等資料の貸与」により提供する。